

## 新型コロナウイルス関連情報(非常事態宣言の延長及び段階的緩和措置の実施)

令和3年4月16日

○4月14日、ポルトガル政府は、非常事態宣言を4月30日23時59分まで延長することを決定しました(15日に関連閣議)。

○新型コロナウイルス対策の活動制限措置のうち、4月19日から緩和される項目は以下1. のとおりです。

○なお、過去14日間の感染指標に基づき、以下2. の市には今次措置の緩和が適用されませんのでご留意ください。

### 1. 緩和項目(第三段階)

- －高校生及び大学生以上の通学(感染状況指標にかかわらず大陸部の全市にて)。
- －全ての店舗とショッピングセンターの開店。
- －レストラン、カフェ、ペイストリーショップ(ただし店内最大4人/席、テラスで最大6人/席)は平日22:30、週末・休日は13時まで。
- －映画館、劇場、講堂、観劇場。
- －市民行政サービス窓口の対面業務、ただし予約制。
- －中リスクのスポーツ種目。
- －最大6人の屋外での運動。
- －収容を制限した屋外イベント(100平米当たり5人)。
- －定員の25%までの結婚式と洗礼式。

なお、(他の個別規定が無い限り)4月19日以降も、次の一般的ルールは継続的に有効です。

- －店舗の営業時間は、平日は21時まで、週末・休日は13時(食品小売の場合は19時)まで。
- －在宅勤務(テレワーク)は可能な限り引き続き必須。

### 2. 今次緩和が適用されない市

(1) 過去14日間継続的に指標(人口10万人当たりの感染者数)が120以上の以下の7市は、現状措置を維持(緩和せず第二段階に留まる)。

アランドロアル、アルブフェイラ、ベージャ、カレガル・ド・サル、フィゲイラ・ダ・フォス、マリーニャ・グランデ、ペネーラ

(2) 過去14日間継続的に上記指標が240以上の以下の4市は、措置を後退させる(第一段階に戻る)。

モウラ、オデミーラ、ポルティマオン、リオ・マイオール

**【連絡先】**

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話:+351-21-311-0560

FAX :+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>